

# 東郷町いじめ防止基本方針

平成28年7月

東郷町

(最終改定 令和2年2月21日)

## 目 次

はじめに	1
<b>第1 いじめの基本的な考え方</b>	<b>2</b>
1 いじめ又は、いじめに関する定義	2
2 いじめの理解	2
<b>第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方</b>	<b>2</b>
1 いじめの未然防止	3
2 いじめの早期発見	3
3 いじめへの対処	3
4 関係機関との連携	4
<b>第3 町が実施すべき施策</b>	<b>4</b>
1 いじめ防止等のための組織の設置	4
(1) 東郷町いじめ問題対策連絡協議会	4
(2) 附属機関	4
2 いじめ防止等のために実施すべき施策	4
(1) 相談体制の整備	4
(2) 学校、家庭、地域の連携	5
(3) 教職員の資質の向上	5
(4) インターネットを利用したいじめへの対応	5
(5) 広報、啓発活動	5
<b>第4 学校が実施すべき施策</b>	<b>5</b>
1 学校いじめ防止基本方針の策定	5
2 いじめの防止等の対策のための組織の設置	5
3 いじめ防止等の取組	5
<b>第5 重大事態への対処</b>	<b>6</b>
1 教育委員会又は学校による調査	6
(1) 重大事態	6
(2) 重大事態の調査	6
(3) 調査結果の取扱い	7
2 町長による再調査及び再調査の結果を踏まえた措置	7
<b>第6 その他いじめ防止等のための対策に関する事項</b>	<b>7</b>

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体又は財産に重大な危険を生じさせるものです。

いじめは、心豊かで安全安心な社会をつくるための学校を含めた社会全体の課題であり、いじめは決して許されない行為であるとともに、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうるものであることを認識したうえで、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「東郷町いじめ防止基本方針」（以下「東郷町基本方針」という。）を策定しました。

この東郷町基本方針では、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の取組を町全体で進めていくことを目指し、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

## 第1 いじめの基本的な考え方

### 1 いじめ又は、いじめに関する定義

#### 法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の児童生徒、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。

また、「心理的又は物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団により無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 いじめの理解

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験し、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせます。

## 第2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ防止等のための対策により、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。

いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為で

あることを、児童生徒が十分に理解できるように、関係機関との連携により、対策を推進します。

また、性的少数者（LGBT）へのいじめ防止や障がいのある子どもが被害者、加害者となる場合のいじめに対しては、個人の特性を踏まえた適切な指導も必要だとして、教職員の理解を促進するようにします。

## 1 いじめの未然防止

- (1) 東郷町（以下「町」という。）は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- (2) 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通じて、いじめのない学校づくりに努めます。
- (3) 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒が互いに認め合う人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組ませることにより、いじめの未然防止に努めます。
- (4) 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことがないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身につけさせること等に努めます。
- (5) 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、児童生徒の様々な活動を支援します。

## 2 いじめの早期発見

- (1) 学校及び教育委員会は、教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、定期的なアンケート調査や個人面談などにより、いじめの早期発見に努めます。
- (2) 学校及び教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高められるよう研修等を行います。
- (3) 保護者は、児童生徒がいじめを受けた場合は、児童生徒をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

## 3 いじめへの対処

- (1) 学校は、教職員がいじめを発見したときや、いじめの相談を受けたとき、又はいじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校いじめ対策組織において当該いじめに係る情報を共有し、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒を保護するとともに、事実関係を教育委員会に報告します。
- (2) 学校は、いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通すとともに、いじめ

が「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察するなど、再発防止に向けて継続的に指導するとともに、必要な措置を講じます。

- (3) 学校は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対し、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。
- (4) 教育委員会は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号第35条）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置を講じます。
- (5) 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

#### 4 関係機関との連携

学校及び教育委員会は、家庭、PTA、地域の関係団体、警察や児童相談所、法務局等と連携協力を図ります。

### 第3 町が実施すべき施策

町は、いじめ防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して対応します。

#### 1 いじめ防止等のための組織の設置

##### (1) 東郷町いじめ問題対策連絡協議会

法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、その他の関係者により構成される「東郷町いじめ問題対策連絡協議会」を設置します。

##### (2) 附属機関

ア 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会と東郷町いじめ問題対策連絡協議会の円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会に専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する「東郷町いじめ問題専門委員会」を設置します。

イ 東郷町基本方針に基づくいじめ防止等のために必要に応じて、調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を教育委員会が行う場合、この附属機関により調査を行います。

#### 2 いじめ防止等のために実施すべき施策

##### (1) 相談体制の整備

ア いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、心の教室相談員等を学校へ派遣し、具体的な

悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ 愛知県の相談窓口を紹介するなど、他機関と連携しながらいじめに悩む児童生徒や保護者の相談に対応します。

(2) 学校、家庭、地域の連携

ア 学校、家庭、P T A、地域の関係機関が連携する体制を構築します。

イ いじめ事案のうち、加害児童生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべき、又はその疑いがある事案の場合は、速やかに警察に通告します。そのために、日頃から緊密に情報共有ができる体制を整えます。

(3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

(4) インターネットを利用したいじめへの対応

ア 児童生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図ります。

イ インターネットを介したいじめの未然防止や早期発見に向け、関係機関（法務局、警察等）と連携してインターネットを通じて行われるいじめの対処に努めます。

(5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない社会」の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報、啓発活動を行います。

#### 第4 学校が実施すべき施策

学校は、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と連携を図り、いじめの防止等について、組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

また、いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その評価結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図ります。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。策定した「いじめ防止基本方針」については、ホームページなどで公開します。

2 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員で構成した「いじめ・不登校問題対策委員会」を設置します。

(2) 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を学校が行う場合、前号の委員会により調査を行います。

### 3 いじめ防止等の取組

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、計画的、組織的にいじめの防止等に取り組みます。
- (2) いじめの早期発見に努めるとともに、教職員相互の共通意識を図るため、いじめを始めとする諸問題に関する研修を行います。
- (3) 児童生徒や保護者から相談や訴えがあった場合、「いじめ・不登校問題対策委員会」において情報を共有し、教育委員会に報告します。
- (4) いじめの実態把握に努めるとともに、学校におけるいじめ防止対策の検証や調査、研究を行います。
- (5) 各学校におけるいじめ防止等の取組について、学校間で情報共有を行うなど、学校相互の協力体制の充実を図ります。
- (6) 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- (7) 規範意識の育成を図り、学校や学級のきまりを守ることができるように指導を行います。
- (8) 人権教育、道徳教育の推進を図り、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養い育てます。
- (9) 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や自己有用感を感じられる学校づくりに努めます。

## 第5 重大事態への対処

### 1 教育委員会又は学校による調査

#### (1) 重大事態

ア 学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときを「重大事態」と捉えます。

イ 学校は、「重大事態」が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて町長へ報告します。

ウ 「重大事態」でいう「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、以下のようなものが想定されます。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

エ 「重大事態」でいう「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、3



0日間を目安としますが、一定期間連続して欠席しているような場合、必要に応じて教育委員会又は学校が判断します。

## (2) 重大事態の調査

ア 児童生徒や保護者から、いじめにより「重大事態」に至ったという申立てがあったときは、「重大事態」と捉え、速やかに報告、調査等に当たります。

イ 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断します。

ウ 学校が調査を行う場合は、学校いじめ対策組織を母体として調査を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応について指導、助言します。

エ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生ずる恐れがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の「東郷町いじめ問題専門委員会」が調査を実施します。

カ 学校又は教育委員会が行う調査は、事実関係を明確にするための調査であって、「重大事態」に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものです。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

## (3) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめに関わった児童生徒及び保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供します。

イ 学校は、調査の結果について、教育委員会を通じて町長に報告します。

## 2 町長による再調査及び再調査の結果を踏まえた措置

(1) 町長は、学校又は教育委員会が行った調査の結果について報告を受け、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて、再度、調査（以下、「再調査」という。）を行います。

(2) 再調査に当たっては、児童生徒等への心理的負担を考慮し、重複した調査にならないように配慮します。

(3) 町長は、再調査を行った場合、その結果を町議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。

(4) 町長及び教育委員会は再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のための必要な措置を講じます。

## 第6 その他いじめ防止等のための対策に関する事項

教育委員会は、東郷町いじめ防止基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。